

令和4年2月3日

障害者支援施設等 施設長・管理者 様

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

### 障害者支援施設等におけるオミクロン株感染まん延を踏まえた対応等について

日頃から、福祉行政の推進にご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、大阪府より、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（別紙資料1）についての発出を受け、下記の取り扱いとする旨の情報提供がありましたのでお知らせいたします。

また、「高齢者施設等への往診による治療の提供」（別紙資料2）についても併せて情報提供がありましたのでお知らせいたします。

貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 濃厚接触者の待機期間の変更について（別紙資料1参照）

濃厚接触者の待機期間については、陽性者との最終接触から10日間とし、施設の判断により一定の基準を満たす方は6日目（及び7日目の場合もあり）に検査等を実施し、陰性であった場合には待機解除が可能としておりましたが、別紙資料1に添付の国通知のとおり、その期間が短縮され、濃厚接触者の待機期間は陽性者との最終接触日から7日間とし、4日目・5日目に検査等を実施（検査費用は事業所負担）して陰性の場合、待機解除できることとなりました。

（参考）大阪府リーフレット「事業所の皆様へ 感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41802/00415668/jigyousya\\_leaflet.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41802/00415668/jigyousya_leaflet.pdf)

#### 2. 高齢者施設等への往診による治療の提供（別紙資料2参照）

新型コロナ感染者が発生した障害者支援施設等において施設内療養をいただく場合に、迅速な治療を提供することで重症化を予防するため、障害者支援施設等への往診による早期治療体制の整備を進めています。陽性者が発生した施設等は、往診による抗体治療に関して保健所にご相談ください。